

## 《投薬にあたっての注意事項》

投薬は、医療行為に位置づけられており、本来は保護者様がお子さまに投薬していただくのですが、やむを得ない理由で保護者様がお子さまに投薬できない場合にのみ、保護者様に代わって保育士または看護師が、投薬をいたします。ただし、投薬の際には、必ず投薬依頼書に必要事項を記入していただき、おたより帳にも投薬の旨をお書きいただいて、職員に手渡していただきますようお願いいたします。投薬依頼書と薬剤情報提供書の提出がない場合、もしくは投薬依頼書に記入漏れがあった場合は、投薬はできませんのでご注意ください。以下、注意事項を御確認の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

- (1) 投薬できるお薬は、お子さまを診察された医師が処方し調剤したもの、もしくはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、主治医の診断を受ける時は、お子さんが現在〇〇時から△△時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
- (2) お薬の預かり期間は、処方日より医師の指示があった日まで、最長で1か月間です。
- (3) 市販のお薬、保護者様の判断で持参したお薬は、投薬できません。
- (4) 投薬を依頼される場合は、必ず投薬依頼書を提出してください。また、薬を処方された際に頂く「薬剤情報提供書」などのお薬についての説明が書かれた書類がある場合には、それらも必ず添付してください。(コピー可)
- (5) 投薬するお薬は、必ず1回分ずつに分けて、その日、飲む分のみご持参ください。1回分ずつに分けたお薬の袋や容器には、必ずお子さまのお名前と日付、投薬時刻を、はっきりと消えないように記名してください。
- (6) 投薬依頼書とお薬は、必ずおたより帳にも投薬のあることをお書きいただき、職員に手渡してください。投薬依頼書を提出されなかったり、記入漏れがあったりした場合は投薬できませんのでご承知ください。
- (7) 座薬の使用は原則として行いません。ただし、熱性けいれんなどやむを得ず使用する場合は、担任または看護師までご相談ください。
- (8) 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作がでたら・・・」というように、症状を判断して投与しなければならない場合には、当園として判断ができませんので、その都度、保護者様にご連絡をすることとなりますので、ご承知ください。
- (9) 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置については、保育所保育指針(厚生労働省)によって、子供の主治医または嘱託医の指示に従うと共に、相互連携が必要となります。必ず主任保育士までご相談ください。
- (10) 塗り薬(ハンドクリーム・リップ・日焼け止めクリーム)も病院で処方されたもの以外は園では受け付けません。

